



『新宿力』で創造する
やすらぎとにぎわいのまち新宿

令和7年第1回区議会定例会
新宿区長定例記者会見資料
令和7年2月5日

事業名	若年がん患者の在宅療養支援事業		
予算額	令和7年度予算額 (前年度予算額)	2,615千円 0千円	(新規)
取材先	健康部健康政策課(電話 03-5273-3839)		

○ 事業内容

がんで療養する40歳未満の方が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるように、在宅介護サービス、福祉用具貸与などの在宅療養にかかる費用の一部を助成する。

○ 対象者 ※(1)～(3)の要件すべてを満たす方

- (1) 申請日及びサービス利用日時時点で新宿区に住民登録がある方
- (2) 介護保険制度の対象とならない40歳未満の終末期のがん患者の方
- (3) 他の制度や事業において同等の助成または給付を受けることができない方

○ 対象となる内容と助成額 ※②～⑤は選択による

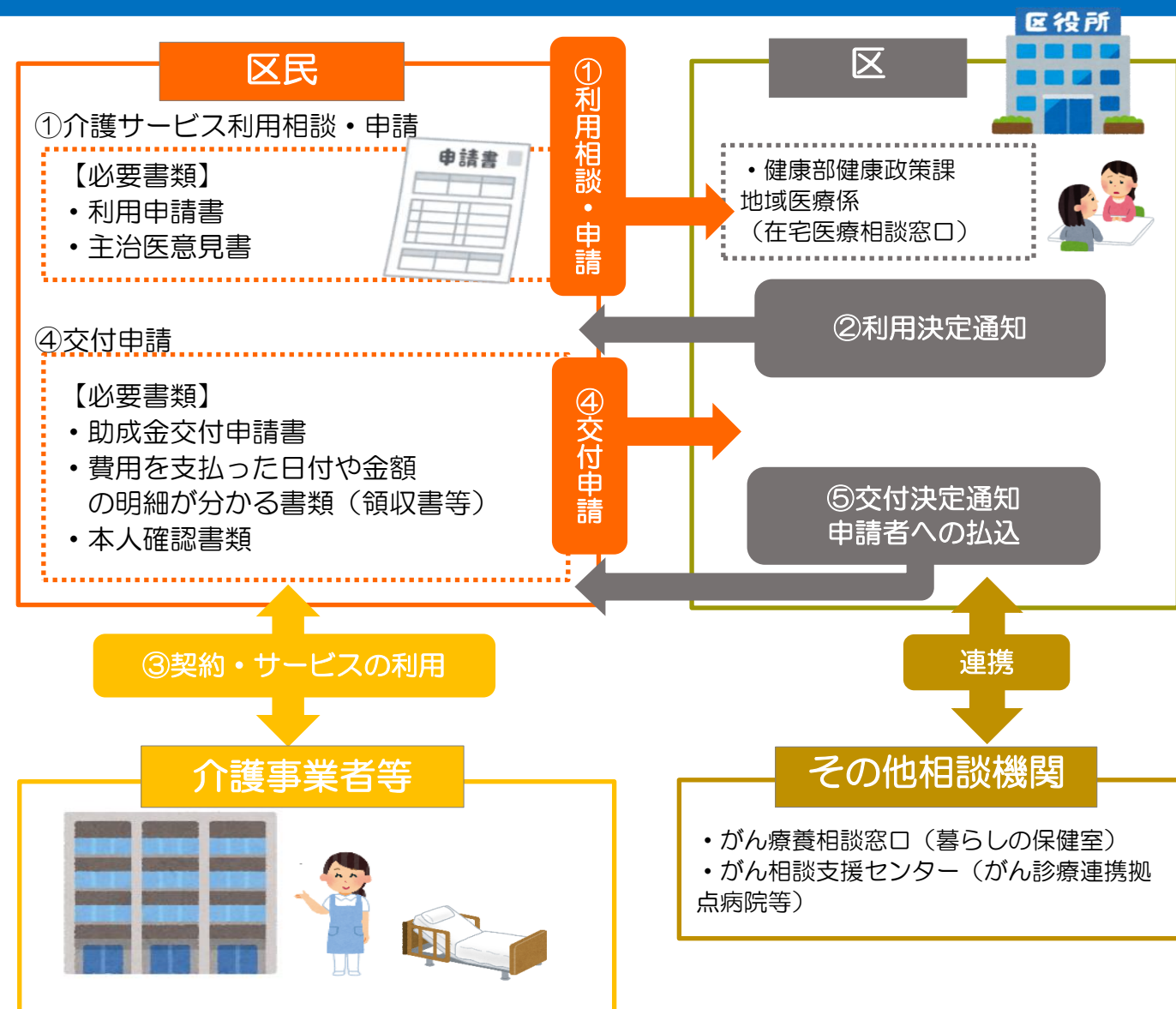
サービス内容		助成割合	助成上限額
①主治医意見書	—	10割	5,000円
②ケアプランの作成	—		15,000円/月 (初月のみ25,000円)
③居宅サービスの利用	訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	9割	③④合算で 54,000円/月
④福祉用具の貸与	手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす(付属品込)、特殊寝台(付属品込)、床ずれ防止用具、体位変換機、移動用リフト、自動排泄処理装置、徘徊感知器		
⑤福祉用具の購入	腰掛便座、簡易浴槽、入浴補助用具、排泄予測支援機器、自動排泄処理装置の交換用部品、移動用リフトのつり具部分		90,000円/年

※生活保護受給者、非課税世帯の方は、③④については合算で60,000円/月、⑤については100,000円/年を限度額として助成します。

若年がん患者の在宅療養にかかる費用の一部を助成します

若年のがん患者が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅での療養に必要なサービス等の利用に要した費用の一部又は全部を予算の範囲内で助成することにより、がん患者及びその家族の負担の軽減を図ります。

○ 事業イメージ



○ スケジュール

令和7年4月事業開始 (受付は令和7年4月21日から)